

第6回（令和8年度第2回）松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討  
専門部会 議事録

日時：令和8年7月13日（月） 10時00分から12時05分まで

会場：松本クリーンセンター管理棟3階 大会議室、オンライン会議システムZOOM

内容（議事）：1 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

ア 検討項目⑦ ごみステーション等への排出の方法

イ 検討項目⑧ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項

- ⑧－1 収集方法の変更について
- ⑧－2 分別区分の変更について
- ⑧－3 収集頻度の変更について
- ⑧－4 袋のサイズ・材質の変更について

ウ 検討項目④ 手数料の使途の設定の有無

エ 検討項目⑤ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

2 次回の専門部会について

3 その他

※会議時間の都合上、議事1－ウ、エは次回会議で審議

出席者：（委員）野見山哲生委員、宮澤信委員、赤羽清栄委員、高橋教保委員、  
渡辺美沙樹委員※、福島和夫委員※、山谷修作委員※、原弥生委員、  
木村郁子委員、窪田淑子委員、上條泰委員、柳沢隆一委員

※※オンライン参加※

（事務局）〔資源循環推進課〕 林課長、中村担当課長、棚橋課長補佐、金井係長、  
丸山主査、川嶋主任

欠席者：（委員）石井恵里委員

（事務局）宮尾環境エネルギー部長、中原係長

- 1 開会（司会進行：資源循環推進課長）
- 2 部会長挨拶
- 3 議事（議長：部会長、説明：資源循環推進課）

（部会長）

それでは、議事に基つきまして進めさせていただきます。

本日検討いただきます制度設計の検討項目ですが、次第にありますとおり、検討項目⑦のごみステーション等への排出方法、検討項目⑧の収集方法や分別区分など制度実施に伴い変更する項目、検討項目④の手数料の使途の設定の有無、最後に検討項目⑤の減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲ということで、この4つの事項でございます。

それでは最初に、議事1「家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について」の「ア 検討項目⑦ごみステーションなどへの排出の方法」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

議事(1)ーア 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について  
(検討項目⑦ ごみステーション等への排出の方法)

(部会長)

ありがとうございました。有識者の委員のお二人から何か特別にございますか。特になければこのまま進みたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

シールにするということで市民の負担が増えることはないと思います。粗大にする場合と比べると安くなりますので、市民の負担が増えることはないだろうと思います。

(委員)

私からは特にございません。

(部会長)

少し分かりづらかったのですが、市が設計するというのは、これから設計するということでしょうか。

(資源循環推進課)

現時点ではなく、市が答申を受けてから細かい部分の制度を設計するということでございます。

(部会長)

答申自体が具体性を帯びないからある程度は示した方が良いと思いますが、答申案の方向性(案)の表には事務局制度設計と書いてありますが、これを提案しているということでしょうか。

(資源循環推進課)

はい。

(部会長)

では、本日検討する内容としては、手数料の徴収方法はシールにより金額を徴収するということが事務局から提示いただいているということで、手数料の金額設定のところは、袋に入らないごみは、袋に入るごみの金額よりも高い金額を設定するということを決め、その金額の内容はこれからまた具体的に詰めますということと、ごみステーションへの排出の方法についても、この後審議するということでもあります。

それでは委員の皆さんから何かご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

(委員)

私としては、有料化の対象は可燃ごみのみと認識しておりましたが、破碎・埋立ごみも含まれるということでよろしかったでしょうか。

(資源循環推進課)

資料のスライド2をご覧くださいと思いますが、前回ご議論いただいたうえで、手数料を徴収する対象のごみ種といたしまして、括弧1の表に記載させていただいております、可燃ごみ、破碎・埋立ごみで袋に入るものは、手数料を徴収しましょう、加えて粗大ごみも、既に手数料を徴収しているところですが、これも対象としましょうということで、第5回時点でのこの専門部会のご意見として集約されている形になります。前回の専門部会の中では、現状、袋に入れずにごみステーションに出せるごみ種というものがあまして、それが例えば可燃ごみでしたらゴルフバッグとか剪定枝とかそういったようなものが袋に入れずに出せるようになっておりますことから、そのようなものをどうするのかということがまだ議論されていない状態にございましたので、それはまた次の議論にということで前回終了させていただいているところです。そのため、袋に入らないごみを可燃ごみか破碎・埋立ごみとして出したまま、そこにシールか袋か何かを付けていただいて料金を徴収していく方が良いのか、または、全部粗大ごみにするのが良いのか、それとは別に、全てこちらの施設に持ち込みとしてここで手数料を取るのか、取らないのかといったところを今回の場でご議論いただくこととなります。

(部会長)

これはもう前回までに議論した事項ですので、袋に入る可燃ごみと破碎・埋立、粗大ごみについては、基本的には1リットル当たり1円から1.3円で課金するということを前回決めたところです。

(委員)

何回も言っておりますが、もし急に値上げしても、市民が中々納得しないと思います。こういう検討も大事ですが、きちんと分別して欲しいとか広報にきちんと載せて指導してほしいと私は市に言ってきておりますので、有料化をする前に市側もやはりそういう努力をしていただきたいと思います。

(部会長)

委員の内容は大切なことで、啓発とかも含めてしっかりと市民の方にご理解いただくということで、広報はもちろんそういったことも含めて今回決められるので、そういう意味では旧来のものから新しいものになるということで、懇切丁寧に説明していくことが事前事後も必要になると思います。

(委員)

基本的なところを教えてくださいなのですが、粗大ごみで以前ベッドマットレスといったものを、紙で納付書を出していただいて、玄関前に置いておく回収いただいたのですが、持ち込んだ場合も同じ料金なのでしょうか。

(資源循環推進課)

粗大ごみは持ち込んだ場合とご自宅まで取りに行く場合の手数料は別体系になっております。粗大ごみの品目によって、例えばマットですと1枚1,040円になりますが、これをリサイクルセンターに直接持ち込んでいただいた場合は1枚940円という料金体系になります。その他に例えばベッドの枠でございますが、これは回収させていただく場合は、1,040円ですが、持込の場合は目方によって料金をいただくという形に変わります。

(委員)

基本的には収集手数料がきちんと上乗せされているという理解でよろしいですか。

(資源循環推進課)

はい。

(委員)

料金設定はこれからだと思いますが、前回の会議で近隣自治体より高くしないようにとの意見があったかと思いますが、安曇野市は1リットル当たり1円と聞いています。実際に調べたわけではないのでよく分かりませんが、やはりきちんと調べて料金の設定をしていただきたいと思います。

(部会長)

安くするかどうかというのは、これを課金することによってごみを減らす効果があるかどうかということですから、他の市よりも必ず安くしなければいけないという論法には多分ならないと思います。課金して減量の効果があるのが1円以上で、結局、1円以下のところがあってもそれはやらないということです。方向性(案)としては1円から1.3円で幅を持たせてありますので、このあたりはどこかの段階で決めるしかないのだろうと思います。

(委員)

ごみを出しにくい人、弱者の視点から見てどうなのかということを前にお話ししたと思いますが、これは重要だと思います。そういった意味では、サイズアップしたものも従来どおりごみステーションに出せるという方向性が良いとは思っております。また、袋と同じようにシールも記名できるようにするというようなことでルール違反を抑止するという、そういった効果を得られるかと思しますので、概ね答申案の方向性の内容で良いのではないかと思います。

(部会長)

ありがとうございます。多分お二人の専門家の先生方も、剥がれにくいシールであればということで、市側からもそういった提案をいただいているものと思います。

(部会長)

その他いかがでしょうか。

市の原案どおりと言いますか、先ほど申しましたように料金体系は先ほど委員からご指摘がございましたけれども、それほど高くなく効果がある範囲で1円から1.3円ということですが、このあたりもこれからこの答申の後、具体的な内容を詰めていただく、それからごみステーションへの排出の仕方、方法についてはこれも制度設計をしていただくということで、今いくつかご意見いただいたところですのでよろしいでしょうか。

(委員)

課金がなされて新しい体制になったときに、やはり一番心配するのが不法投棄だと思いますが、そちらの方の対策は何か考えておられますか。

(資源循環推進課)

不法投棄に関することは、今の時点ですと、第8回目の専門部会の中でご検討いただく「制度実施に合わせて実施すべき施策」の中で皆様にご意見をいただいたうえで、不法投棄対策としてどのようなものが有効なのかをしっかりと検討していきたいと考えております。

(部会長)

それではここまでのところはよろしいでしょうか。

次が、収集方法や分別区分など制度実施に伴い変更する項目ということで、4つの議題、収集方法、分別区分、収集頻度、袋のサイズや材質について、一括してご説明をお願いいたします。

議事(1)ーイ 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

(検討項目⑧ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項)

- ⑧－1 収集方法の変更について
- ⑧－2 分別区分の変更について
- ⑧－3 収集頻度の変更について
- ⑧－4 袋のサイズ・材質の変更について

(部会長)

有識者のお二人から何か追加でございますか。

(委員)

自治体アンケート調査を参照されているわけですが、実は戸別収集に切り替えるところが非常に多く出たり、経済的に困難な世帯への減免についても、全国的に見ると必ずしもそうではないんですが、多摩地域の自治体がかかなり反映されているなという、バイアスが少し掛かっているところだけご注意くださいと思います。

(委員)

古紙についてご説明いただきましてありがとうございます。大体分かりました。

それで最近私、生ごみの処分を家庭でやるようになりまして、紙ごみの処分と併せて行いますとかなり減量できるというのが実感として分かってきたところです。

あと記名式の問題なのですが、プライバシーの問題などがあって凄く気になっていたのですが、市民がごみの分別に責任を持つということで委員の皆さまが承認されるならば特に問題ないと思っております。ただ、例えば葉書であるとか、個人情報が入っているものがありますので、問題が起きなければいいなと考えております。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。それではまずは収集方法ということで、市側からお示しいただいたのは資料の7ページ目のところでございます。

基本的に戸別収集はしないということと、福祉収集は検討を進める、それから祝日収集は現行どおりということではありますが、いかがでしょうか。

(委員)

戸別収集は確かにとても便利ですが、やはりここにある将来にわたっての人員体制や収集費用のことを考えると、細かく収集していくというのは、私達の税金にさらにまた上乗せされるのではないかという心配がありますが、いかがでしょうか。

(資源循環推進課)

委員がおっしゃるとおり、戸別収集により集める場所を増やしていくとなれば、やはりそれなりの人員、車両、そこにコストが掛かってきますので、当然どこからかは費用を捻出しなければならないかと思います。それが今回こちらでご議論いただいている手数料になるのか、あるいは税金であるのかはまた別の話かと思いますが、いずれにしてもコスト増ということだけは間違いのないということも含めて、ご議論いただけたらと思います。

(委員)

本当にそれが一番の懸念であれば現行どおりで、そもそも今不便はないので、市民とすれば問題ないかなと思います。ただ、ごみの排出量のところで集合住宅の問題があったかと思いますが、それを今、別の部会で検討されているから、この部会ではそれについて議論するのではなくということでしたが、部会の方はどのように進んでいるのでしょうか。

(資源循環推進課)

今の集合住宅の方の検討状況につきましては、改めて、集合住宅はどのような方向性を持って対応するかについて市の考えを申しますと、まず集合住宅のごみが適正に分別して出されるよう、ごみステーションを利用されている方と同じように、指定ごみ袋を使っただいて、お示ししております分別区分に従って出していただくということをお願いしたいと思っております。それに伴いまして、現在一般廃棄物の収集運搬許可業者の方が集合住宅と契約をして収集していただいているものについて、市の方の回収にしていきたいというような方向性で考えているところです。しかし、こうしたごみを行政収集といたしますと、やはり収集コストが上がるということで、ではどのような収集体制を構築すれば、効率的な行政収集ができるかということをもっと明らかにしたいと思っております。今年度は、許可業者の方で回っている車両がどういった回り方をしているか、どういったポイントを回っているかというデータを収集します。市としてはおそらく委託という形になろうかと思いますが、委託をしたときに今のままですと、色々な場所に色々な車が回っていくという状況になり効率的ではなく、また、そのままの状態ですとやはり人員も車両もコストも掛かってきます。できるだけ効率化したいと考えておりまして、現在そのためのデータ収集を行うといった段階です。それが終わりましたら、また様々な検討を進めていきたいと考えております。

(委員)

集合住宅では毎日出している所もあれば、それから、当然分別しないで出すという問題だけではなく、私たち一般のごみ集積所に出している住民のように、週2回になるとか、そうなってくると、そもそもの契約と違うということになり兼ねません。そのあたりも含めて、ごみの有料化を進めていくには、実施時期を合わせていく必要があると思いますので、早めに対応していただいて、こちらの方にもご報告いただけるとありがたいかなと思います。結論とすれば、そちらの方ときちんと足並みが揃っているのであれば、現行どおりの収集方法で問題ないのではないかと思います。

(部会長)

この点に関しては条例か何か改正するのでしょうか。

(資源循環推進課)

集合住宅のごみを行政回収にしていくとなれば、ごみステーションの位置付けなどの部分も細かく変わってきますので、条例か施行規則といったあたりの法令の改正が必要になります。

(委員)

戸別収集は基本的にはしないということになっていますが、実は八王子では戸別回収をしています。今のところ八王子市の状況を見ても問題は出てないし、スムーズに回収されている状況はありますので、全て戸別回収をしないのではなく、大きなものとかそういうものは直接連絡をいただいて回収するとか、そのようなことも考えていただきたいと思います。

それから今の新しい集合住宅には必ずそこにごみステーションがあって、入居されている人は、そこにきちんとごみを出していると思うのですが、例えば10世帯とか20の世帯などの昔からあるアパートはそういうところを持ってないので、町会のごみステーションに出しています。そういう人たちは非常に乱れておりまして、全く分別をしていない、ペットボトルのほか酷い時は缶まで燃えるごみに入れているという状況があります。ちょうどこれから有料化に向けていい機会だと思いますので、そういう昔からある集合住宅でも、これから制度を決めていただいて、必ずそこで処理をしていただくようにしていけば良いと思いますが、いかがでしょうか。

(資源循環推進課)

まず1点目の大きいものは戸別収集でどうかというお話ですが、それは現行では粗大ごみの対象品目がかなり少ないため、拡充していくというご意見でよろしかったでしょうか。先ほどご議論いただいた部分でもございますが、もう少し粗大ごみの品目を増やすことも検討してもらいたいというご意見ということで、一旦、承りたいと思います。2点目の町会



ステーションを利用されている集合住宅は、集合住宅にごみステーションを改めて設置して、そこで別に収集してもらいたいというご意見かと思います。この点につきましては、現状集合住宅の敷地の部分もあり、これから集合住宅の問題を検討していく中で、こういった所をステーションとして位置付けていくのかということは課題になっているところです。例えば2、3戸しかないような小さい集合住宅まで個別に対応するとすると、回る場所も増えてくるということもありますので、その点はどういったことができるかの検討が必要かと思います。集合住宅にお住まいの方が、町会のごみステーションを利用される場面というのは現状もそうですし、これから先も多分なくなることはないのではないかと思います。であるならば、集合住宅にお住まいの方にもしっかりと分別をしていただくための周知や仕組みといったものを合わせて考えていく必要があると考えられますので、できればこちらを優先して考えさせていただけたらと思います。

(委員)

担当課として、しっかり指導できる方法を持っていたいただきたい。

(委員)

これはむしろ行政の問題ではなく、貸している側、オーナーとの契約内容の問題であり、行政が対応できることは限られるのではないかと思います。

(委員)

やはりお話に出ていた集合住宅のごみの問題、集合住宅の方々は実は町会に加入しておりません。町会費がなく、衛生費も払ってない、でもごみステーションは勝手に使う、時として袋に名前を記入しない、今、委員がお話されたようにあまり分別もされてないため、衛生当番がそれを全部処理するわけです。ですからその問題は実はもう町会では解決できない問題で、行政からしっかり指導してもらわないといけない。それから、ごみの出し方などについて、色々周知をしようとしても、そうした方々には回覧は回らない、配布物も届かないという現状があるため、町会の中でも衛生当番だけは絶対にやりたくないということがあります。そのあたりはやはり行政側からしっかり指導をしていただくような方向に持っていったいただけたらと思います。

(資源循環推進課)

ご意見ありがとうございます。町会未加入者の問題は集合住宅の方にも繋がってきて、費用負担制度の制度内容とは、少し別の部分の話になろうかと思いますが、いずれにしても、関連してくる課題で、しかもかなり大きく、根幹に繋がってくる部分の話かと思っております。町会未加入の方につきましては、やはり町会単独でどうにもならない問題だということで、そうしたお話がこちらの方に増えてきております。そもそもこういった管理が必要なの

か、本当に今後の町会のあり方の部分と深く関わってくる話かと思いますので、場所を移しまして改めて町会の方としっかりと話をさせていただければと考えております。

(委員)

前回も言ったと思いますが、愛知県の名古屋は、ごみ処理手数料が無料ですが、このことをもう少し調べて、資料を見ても無料化のことはあまり書かれてないので、そういうことを調べて教えていただきたいということと、もう一つは6ページの戸別収集方式で6自治体とありますが、自治体名が分かれば教えていただきたい。

(資源循環推進課)

6自治体のデータは調べますのでお待ちください。

名古屋市につきましては、有料化という制度を導入しておらず、ごみを減らしているので、それに倣ったかどうかというお話だったかと思います。減量の原因が完全にこれだということまでの判断には至っておりませんが、名古屋市の分別状況などもお調べさせていただきましたが、分別区分などにつきましては、実はあまり松本市と変わらないという状況です。今から20数年ぐらい前に、ごみはかなり増えてきていて、名古屋市としてかなり問題意識を持ったというようなところで、非常事態宣言というものを発して市民の方々にご協力いただいたという経過があるようです。その際に市民の方がどう受け止めたかというあたりまでは名古屋市の方に聞いてみましたが、結構前の話でそこまでは分からないというお答えでした。しかし、全市的に危機感をお持ちになったということなのだろうと思います。20数年前の話ですので、その方法と同様の話が松本市として取れるかどうかは分からない状況ですが、平成21年にこの制度の導入に向けてご検討いただいて、その後、ごみの減量については他の施策で対応していくということになりまして、松本市としてもそれなりに市民の方にご協力いただいてきたという経過がございます。そのうえで、やはり第1回専門部会でご説明させていただきましたとおり、今一度、この制度の導入が必要と考えましたので、ご検討いただいているところでございます。

(委員)

実は先週名古屋で講演を行いまして、名古屋市の人たちと講演会が終わった後に少し話をしたのですが、名古屋市は松本市と同じで手数料のかからない指定袋制度です。かなり細かく分別されており、これである程度ごみが減っているというような状況です。そして、当面有料化を実施する予定はないという話を昔から私は聞いております。しかし、私の有料化の内容が含まれる講演にすごく関心を持って色々と質問されておりましたので、関心は持っているが、近々導入しようという予定はないというところだろうと思います。

(委員)

福祉の関係では、有料の制度に変わるというところで、社会福祉協議会や地区の民生の方にもすごく負担が掛かっていることは事実なので、どうやって周知していくかということと、ごみの収集の回数券方式であったり、そのような公助の取り組みが進むような形で周知をしていただけるとよいのではないかと思います。やはり高齢化が進んできている以上、丁度よい啓発の機会かと思いますので、それを合わせて、周知や啓発の方式の策定をしていただければと思います。

(部会長)

それはもう前提だと思います。

(資源循環推進課)

先ほどご質問のあった6自治体ですが、公表不可の2自治体を除きまして、八戸市、八王子市、大和市、長岡市となっております。

(部会長)

それでは、分別区分ということで、ご意見をお願いいたします。

(委員)

破碎・埋立ごみを一緒にして不燃ごみという区分にするということが唐突に出来てきましたが、善し悪しの前にそもそも破碎は何なのか、埋め立ては何なのかということも、もちろん分別表で詳しく書いてありますが、中々市民の皆さんにこの先がどうなっているのかということが多分知られていないのではないかと思います。特に複合製品は破碎に入っているでこれらのかかなりの部分は資源で、金属が混ざっていて、ただうまく分ければ、そこに可燃であったりプラスチックだったり、きちんとばらせば資源になるものが破碎ということになっている。破碎なので破碎処理して金属を分けているのかなと思いますが、そのあたりはあまり市民にも説明されていない。あと埋立ごみは全く性格が違っており、瓦礫みたいなもので、ガラスですとか陶器だとか植木鉢とかそういったものなので埋立なのでしょうが、こういったものもセメント工場のセメント原料になるわけですから、そういった意味ではある意味資源です。ただもちろんセメント工場に出すとしたら、逆にお金が掛かってくるので、そのあたりも鑑みて、市の方もこれを集めた後の対応をされているのかなと想像はできますが、あまりそのあたりが説明されていないということと、性格がかなり違うものですが、それを不燃ごみとして一括で集めてしまおうというのは少し違和感があるのでご説明いただきたいと思います。やはりこういったものもこれから有料化でお金を取っていくわけですから、そのお金を使って、例えば埋立ごみでしたらきちんと資源として出していく、そうすると松本市の埋立地の残存年数が延びるわけですし、そういったことも含めて、お金

の使い方と関係があるのですが、やはり市民の皆さんに周知をして、分けられるものは分けていく、後は集めた先はどうなっていくかをきちんと理解してもらったうえで、そういうことでこれらは有料となりますと説明していかなければならないと思いますので、この唐突に出来てきた不燃ごみという区分けの考え方をご説明いただけたらと思います。

(資源循環推進課)

改めて破碎ごみ、埋立ごみが何なのかというあたりを説明させていただきますので、分別表をご覧ください。どのようなものが破碎ごみ、埋立ごみになっているのかはそこに書いてあるとおりですが、なぜ破碎ごみ、埋立ごみと呼ぶのかそのあたりからご説明させていただきます。破碎ごみは処理として破碎をするから破碎ごみと呼んでおります。なぜ破碎をするかと申しますと、分別区分の種類に記載のとおり複合製品というものがございまして、例えば布、プラスチック、金属、ガラスというようなものが複合的に多く付いている製品を破碎という機械にかけ細かくします。そこに付いている鉄やアルミのような非鉄金属を分別して、少なくとも資源化に回しましょうという考えのもと分別しているものが破碎ごみとなります。

また、埋立ごみは文字どおり埋め立てるので埋立ごみという呼び方をしておりまして、ガラス類、陶磁器類と書かれていますが、まず陶磁器類の方は、先ほどセメント原料化にできるのではないかとのご意見をいただきましたが、やはり形状や性状からセメント原料にそのまま混ぜるというわけには中々いかなく、リサイクルの方も特定のものに絞れば、例えば陶器などはやり方もあるのですが、処理能力上、全量を資源化することは難しいため、本当に埋め立てるしかないというものを埋立ごみと分類させていただいております。また、以前も少し話題になりましたが、ここに書かれているガラス類は、ガラス瓶や雑びんと何が違うのかというお話ですが、ガラスの成分が違って再資源化に向かないため埋め立てることとしております。

今回一緒の区分でとご説明させていただきました理由につきましては、私の感覚上の問題と申しますか、他市の分別区分を拝見させていただきましたが、この埋立ごみ、破碎ごみとして松本市が分類しているものを不燃ごみとして一緒に集めているところが多い状況にあります。また、集めてきた後どう処理するのかと言いますと、当然埋め立てるわけにはいきませんので、機械なり手選別なり、そのあたりはどのような選別方法をするか分かりませんが、新ごみ処理施設建設後には、そこで同様の分け方をして、少なくとも現状と同じような分け方をして金属は金属として取り出していくというように、こちらの施設側で分けるという方向が良いのではないかと考えまして、この方向性案としてお示したところでございます。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございます。破碎ごみの中には資源化しているものもあるということですが、それをわざわざ破碎と埋立を混ぜて出して、松本市の方でそれを改めて分けるということは今やるのかどうかという議論だろうと思いますが、何となく後でも良いという気がいたします。これは少し検討課題になろうかと思います。

(委員)

資料８ページのところの細かすぎて分かりづらくないかというところですが、市民とすればこの分別表はすごく分かりやすく出来ていると思っております。普段ごみとして出ないようなものをどうすれば良いかという時に、例えば家族に聞かれたときに、これを見てと言えば、子供も主人もきちんと分けてくれます。少なくとも私の家では、この分別表でそういったごみを分けるという意識が進んでいるので、これを大きく分ける必要はないと思います。むしろこの表にプラスするとすれば、ごみ種に有料か無料の表記を追加することで、これによりもっとごみの減量化、資源化という意識は深まるのではないかと思います。今言ったように破碎ごみは有料になるので、そもそも手数料を払って私達が分別するのではなく、松本市の分別収集する人がいるわけでそういう人に手数料を払うと思えば、有料化するのは当たり前だと私は思います。分別については後戻りする必要はなく、若い人はこの表を市のホームページで確認していると思いますし、スマホでもできると思いますのでこれで良いかと思います。

あとは不燃ごみという名称にするといったところについては、これはもうお任せしたいと思います。

(部会長)

分別区分については、可燃それから資源の剪定枝については多分皆さん一致しているかと思いますが、不燃に関しては、埋立、破碎ごみを一つの区分にするのはどうなのかというご意見があって、私も個人的にはこの二つをまとめて不燃ごみと呼ぶことは良いにしても、あえてこれらをまとめて不燃ごみとして分別する必要はないのではないかと考えております。

(委員)

分別が細かいとしておりましたが、主婦の皆さんはもうこれで慣れています。この分別に関しては全然抵抗はないと思うので、私も現状で良いかと思います。

(部会長)

そうしますと、分別区分は一応原案どおりで、不燃ごみに関しては少し検討が必要というところで、委員からのご意見は特に否定的ではなかったと理解しておりますが、他の委員はいかがでしょうか。

(委員)

私はこのままで良いとは思いますが、ただやはり一般市民というこの一つの括りも私は少し疑問に思います。私は許可業者でございますので、アパートや先ほどの集合住宅等々も収集させていただいておりますが、一番困るのが外国人だけで暮らしている所です。「私は分からない」というようなことで、区分の仕方について市が作成した8言語の分別表を貰ってきてアパート等のごみ置場に貼ってきたということもあります。それでも分からない色々な外国の方がおり、特に東南アジアの方が今一番多く、本当に何でも一緒くたにというのが今まで自分の国で暮らしてきた方法なので、5分別25区分というものを誰が教えるのかということも市の方で考えていただきたいと思っております。以上です。

(部会長)

それでは、分別の大きな枠組みは、皆さん同意いただいていると思いますので、今の検討課題は埋立とそれから最後の埋立・破碎を一つにするかというところがあり、細かな部分についての議論は少し先でもまだ間に合うのかなと思いますけれども、いずれにしても、埋立・破碎については少し議論があっても良いかと思います。また、委員からのご意見には全部お答えができない状況かとは思いますが、その他はよろしいですか。

(部会長)

では次に収集頻度に関する議題でございます。

資料は17ページで、可燃・破碎・埋立が現行どおりということと、資源物の21区分の収集回数増を検討というところでございますが、いかがでしょうか。

(委員)

剪定枝が資源物ということは分かりますが、そうしますと月2回の収集になるのではないかと思います。それはそれで良いとは思いますが、現状は今は剪定枝のトップシーズンと申しますか一番出ている時期で、最寄りのステーションで週2回出されているところを月2回になったときに、ステーションに置場が無くなってしまいます。例えば公民館などの施設で敷地の広いところに置かしていただくということであれば、今度出される方の利便性が大分悪くなると思いますが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

(資源循環推進課)

ご意見いただきましてありがとうございます。収集の方々のご意見で本当にそのとおりだと思っております。実はこの月2回というものは課題感を持って出させていただいた状況でございまして、現行の資源物として松本市としては、缶などは月1回、ペットボトルが月2回という収集頻度に合わせたという状況で、今回月2回として提示をさせていただいております。今まで可燃ごみとして週2回、月にすれば、8回から10回程度出していたも

のが月2回とかなり少なくなりますので、本当にいただいた意見のとおりかと認識しております。そういった意見も踏まえまして、専門部会としてこの月2回という頻度は少ないのか、適正なのかもご意見をいただけたらと考えております。

（委員）

もう一つよろしいでしょうか。資源化する施設がおそらく決まってくると思いますが、このシーズンですが、河川に近い町会が出される草も大分あります。それを資源物として位置付けられるのか、剪定枝と同じ扱いで回収、処理されるのかということも疑問なので、どのようにお考えかお願いします。

（資源循環推進課）

そのあたりもかなりの課題感がありまして、これも前回か前々回のときに、緑色の字の袋に入れられたものがどう処理されているのかというご議論があったかと思いますが、現状の処理先ですと袋に入ったまま置いてくるとその袋が邪魔になり、中々資源化していくことは難しいので、収集体制にかなり関わってくる内容となります。ご紹介いただいた河川を清掃した部分の草などは、主に袋に入れて出していただいたものを回収していただいているということで、まず処理先、そしてどのように集められるかによって収集頻度というものが決まってくるのではないかと思います。現状としましては収集頻度をご議論いただいているところですが、そのあたりも含めまして、まだまだ不透明な部分が多く、どのようにできるのかということは現段階ではこちらからお示しできるまでには至っておりませんので、今一度お時間をいただきまして、それがこの専門部会中にお示しできるか、大まかな方向性をいただいて、その後それを具現化できるように市としてしっかり検討するのか、そうしたあたりでご議論いただけたらと考えております。

（委員）

剪定枝ですが、剪定の枝は束ねて縛って出すというのが全国的に一般的に行われていることで、袋出しをしているところのごくわずかではないかと思います。ただ、草とか葉は透明な袋で出すところが多いので、排出方法を変えていただいた方が排出する市民にとって利便性が高いと思います。以上です。

（資源循環推進課）

まず袋に入れる必要のない剪定した枝については束ねていただいて出していただく方法が良いと考えております。草と葉につきましても、同じくやはり資源化ができる方が良いと思いますので、出していただく方法はやはり袋に入れていただく以外はないと思われる中で、袋に入った状態で収集してきたうえで、どういった資源化ができるのかをしっかりと検討していきたいと考えております。

(部会長)

資源化ができませんという話になると困りますので、大変お忙しいとは思いますが、一方ではそのあたりの目途もできる限り立てていただきたいと思います。

(委員)

確か松本市には剪定枝の処理施設がなくて、他の市町村に依頼をしているとお伺いしておりますので、そもそも施設がないところで分けても結局可燃ごみに回ってしまうのではというところがあります。部会長のおっしゃるとおりだと思いますのでよろしくお願いします。

それと一つ確認ですが、この現行どおりという中には、粗大ごみの依頼による回収も現行どおりということでしょうか。

(資源循環推進課)

はい。

(部会長)

それでは具体性を欠くところがあると先行きの見通しが立たなくなってしまうわけですが、剪定枝は出せるということでほぼ大丈夫ということでしょうか。また、草の方は大丈夫なのでしょう。

(資源循環推進課)

剪定枝について補足いたしますと、近隣にチップ化する施設がありまして、チップ化した後にセメント工場へ持って行き、バイオマス発電をして、燃やした灰をセメントに混ぜて資源化するという方法を実施している業者がありまして、市が管理している庁舎から出る剪定枝をそちらの業者に出して資源化をしているという状況があります。

(部会長)

コストはどうでしょうか。

(資源循環推進課)

市の庁舎などから出るものにつきましては、市が委託料として払っておりまして、燃やすのと同じぐらいのコストが掛かり、中々売り払いというわけにはいかない状況です。また、市全体の中で出された剪定枝の全部をその業者の方で処理ができるかというのはこれからの確認事項になりますので、確認させていただきたいと思います。その業者では草や葉で土が付いてないものはそのまま資源化できるが、袋に入っているとその袋がポリエチレンなので資源化の邪魔になるため、袋が入っていると駄目という状況です。そのあたりをどうし



ていくかが課題になっておりまして、場合によっては袋に入らない枝だけであれば受け入れてもらえるが、袋に入っていると資源化が難しいので別の業者を探さなければならないという状況です。

（部会長）

それを探しておかないと今の議論が全部宙に浮いてしまうことになりますので、草は普通無理だと思うのですが、無理なら無理とはっきり言っていただいた方が良いので、そのあたりの実行可能性もペアで議論していくことになるかなと思います。今の時点の状況は、先ほどの事務局からの説明のとおりということです。

（部会長）

それでは最後の袋のサイズ、材質ということですが、先ほどの説明ではこの価格や強さが分かりにくかったのですが、18ページのところで、低密度ポリエチレンの方が破けやすいのか破けにくいのか、コストが高いのか低いのか、この矢印はどういう意味でしょうか。

（資源循環推進課）

低密度の方がコストが高く、引っかきに対する強度は高くなります。

（委員）

記名式の部分について私の意見をお伝えできたらと思います。記名式はやはり個人情報の懸念で、現行どおりという方向性になっているところをもう一度考えて欲しいと思っています。理由としては、プライバシーのこともありますし、やはり他市とか他県から引越された方が松本市にきた際に、ごみ袋に名前を書くことに対する抵抗感がすごく強いのではないかと思います。私も埼玉から越してきたときに抵抗感がありました。また、私自身も女性ですし、松本市は大学も何校かありますので、学生で女性ということになりますと、誰が何を出したかというのが分かってしまうので、そこに対して見直してもらいたいということ、長野市でも今記名式は廃止になっています。全国的にもプライバシーを考えて廃止する自治体も増えてきており、今回ごみ収集の部分やごみ袋に関してチェンジするタイミングになると思うので、私自身は記名式を廃止する意見も踏まえて検討いただけたらと思います。この記名式としている理由というのが、ごみを出すことに対する責任感ということですが、この書き方ですと何か曖昧と言いますか、慣習的な部分がすごく強いのではないかと思います。例えば分別ができていない人に対する指導をしなければならないというような部分の懸念があるのであれば、先行して記名式を廃止して、長野市や他の自治体を研究、調査し、分別ができていない人にはどういう対策をしているのかという情報を仕入れたうえで、前向きに検討していただきたいと思っておりますので、ここは強く意見を残させていただきたいと思います。

(部会長)

これは大切なことなので、今日これ以上議論しても、多分先行する自治体の例も含めて集めてからの方がよろしいかと思いますので、ここの部分は別出しにしておいてきちんと議論の場を持つということでよろしいでしょうか。

(委員)

是非よろしくをお願いします。

(委員)

細かいことは改めて審議するときに言いたいと思いますが、違反ごみがあったときに届けることができるので、今の記名式の方がごみの衛生委員としては助かります。

(部会長)

もうこれは出し尽くされている議論ですが、県の方にも意見が寄せられていて、各市町村のごみ担当課には連絡が来ているようです。既にこの議論があって、お互いの言っていることは正しいことで、間違っている議論ではないのでしっかりと議論した方がよろしいかと思います。

(部会長)

いかがでしょうか。原則論としてごみ袋の質、それからサイズ、ここまではよろしいですか。小さいサイズを作るということもよろしいでしょうか。

(委員)

前回も一応意見をさせていただきましたが、プラスチックや可燃ごみは頻度が多いので、高密度の袋を使っていると思うのですが、低密度の強い袋に統一するというのは難しいものでしょうか。

(資源循環推進課)

やはり一番の理由はコストが上がるだろうということで、現状でも原材料費が上がっており、またここで素材を変えて上がる、さらに手数料を変えて上がるということになりますと負担も大きいという考えと、高密度でも現状としては、収集の現場の方で課題があるということで前回お話しいただいたわけですが、何かしらの方法で解決できるかもしれないと思いますので今回は高密度のままとさせていただきました。

(部会長)

それではこれは原案どおりということでよろしいでしょうか。

そうしますと今日進めなければならない項目について、4つのうち2つしか進められませんでした。今回は手数料の使途と減免について、このあたりも大変大切なところでございますし、今出てきた記名の件については、やはり尊重すべき意見もございますので、この部分もしっかりと進めたいと思います。

(部会長)

本日はこのあたりで終了したいと思います。最後2、3分ございますので、ご意見ございましたらお受けしたいと思います。

(委員)

少し本日の議題の趣旨と違う内容となりますが、プラスチック資源で個包装がすごく多くなっており、我が家だけでも月に2回山のように大きな袋に出している現状があります。生産者責任というものが始まったときにはあったはずですので、売の方とすれば、衛生面など色々と大変なんでしょうが、もっと減らしてもらう運動もしていただければ有難いと思います。

(部会長)

これは何か制度を周知する際や開始する際に業界の方々もお呼びしてしっかりと訴えていくような形にした方が良くということではよろしいでしょうか。

(委員)

資料15ページの収集頻度の真ん中にあります紙類の回収方法の状況について、紙類の常設回収場所として、物置タイプを各出張所、公民館等に32か所設置となっております。町会は450、地域づくりセンターが35あり、こちらの方に全部設置するというのは当然無理な話なわけですが、市内32か所の収集の現状を教えてください。

(資源循環推進課)

収集は一杯になりましたら、設置している施設の管理者から連絡をいただいて収集します。また、設置してから10数年経過しておりますので、どれぐらいの期間で一杯になるかということも収集業者の方ではある程度把握しておりますので、その頻度に合わせて収集しているという状況になります。

(委員)

収集しているのは資源回収業者等ですか。

(資源循環推進課)

はい

(部会長)

では今日はこのあたりで議事は終了とさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお戻します。

#### 4 閉会

(資源循環推進課)

以上を持ちまして、第6回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会を閉会したいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。